

# これまでの酪肉近基本方針における 「担い手」や「6次産業化」の位置づけ

## ○ これまでの酪肉近における「担い手」

### 第1-2-(1) 「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方 (ポイント)

17年度

- ・国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要である。
- ・担い手は認定農業者を基本とするとともに、繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける。

### 第1-3-(3) 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の育成・確保

#### ① 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の確保

22年度

今後の我が国の酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営を育成・確保していくことが必要である。このため、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を行い、経営体質を強化していくことが重要である。

○食料・農業・農村基本法（平成11年）

(望ましい農業構造の確立)

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第22条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

17基本計画（H17.3閣議決定）

現行基本計画（H22.3閣議決定）

|                       |                      |                        |                               |
|-----------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------|
| 認定農業者数                | 19万経営体〔H17〕          | 25万経営体〔H22〕            | 23万経営体〔H25〕                   |
| 法人経営体数                | 8,700法人〔H17〕         | 12,511法人〔H22〕          | 14,600法人〔H25〕 目標：5万法人〔今後10年間〕 |
| 集落営農数                 | 10,063(うち法人646)〔H17〕 | 13,577(うち法人2,038)〔H22〕 | 14,634(うち法人2,916)〔H25〕        |
| 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合) | 224万人(57.4%)〔H17〕    | 205万人(61.1%)〔H22〕      | 174万人(61.3%)〔H25〕             |
| 農地面積                  | 469万ha〔H17〕          | 459万ha〔H22〕            | 見通し：461万ha〔H32〕 ※1            |
| 担い手の利用面積シェア           | 39%〔H17〕             | 49%〔H22〕               | 目標：8割〔今後10年間〕 ※2              |

【経営政策の基本的考え方】

効率的かつ安定的な農業経営（他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営）が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。

農業が、国民が求める食料の安定供給等の役割を持続的に果たしていくためには、農業者が、希望を持って農業に従事し、収益を上げることができる環境を整えていくことが必要不可欠。

【施策の対象】

幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化。

農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備。

担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとして、認定農業者制度の活用を推進。また、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付け。

※1：農地面積の見通しは、食料・農業・農村基本計画(H22)。

※2：担い手の利用面積は、認定農業者、市町村基本構想水準到達者、特定農業団体、集落営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、基幹3作業の委託により経営する面積。目標値は農林水産業地域の活力創造プラン(H25)。

## ○ これまでの酪肉近における「6次産業化」

|      |   |
|------|---|
| 17年度 | <p>第1-2-(5) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化</p> <p><u>牛乳・乳製品の高付加価値化を図るため、生産者グループと地元の消費者との交流を図るための取組や、生活協同組合との連携やインターネットのオンラインショッピングサイトの活用等を通じた遠隔地の消費者への直接販売等の取組がみられる近年の状況を踏まえ、自ら製造・加工した特長ある牛乳・乳製品の販売や産直活動等により経営体質の強化を図ろうとする生産者の取組を推進する。</u></p>                  |
| 22年度 | <p>第1-3-(1) 生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組等による酪農及び肉用牛経営の所得向上</p> <p><u>酪農及び肉用牛生産の産業としての持続性を確保するためには、6次産業化の取組等により、所得の増大を図る必要がある。</u></p> <p>このため、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある酪農及び肉用牛経営が、加工や直接販売等に主体的に進出し、<u>経営を多角化・高度化する6次産業化の取組を支援することにより、生産・加工・販売の一体化による付加価値の向上を推進する。</u></p> |

(参考)

食料・農業・農村政策審議会 企画部会  
(平成26年2月25日)配布資料(一部)

○食料・農業・農村基本法 (平成11年)

(食品産業の健全な発展)

第17条 食品産業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずる。

主な制度等

17基本計画 (H17.3閣議決定)

現行基本計画 (H22.3閣議決定)

■ H20.5農工商等連携促進法の制定

■ H22.11六次産業化・地産地消法の制定

■ H24.8株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の制定

〈農業者と食品企業との連携不足〉

→国産農産物を活用した新商品開発、本格的な事業展開、多様な連携の創出を目指した環境づくり等の取組を支援

講じた措置

「農業との連携」

■ 農業者と中小企業が連携して行う商品開発等を支援 (農工商等連携促進法)

農工商等連携事業計画認定数 370件(H21)、612件(H26)

■ 農林漁業者の加工・販売等の取組を支援 (六次産業化・地産地消法)

総合化事業計画の認定数 1,690件(H25)

■ 6次産業化に取り組む農業者を出資等を通じて支援 (株式会社農林漁業成長産業化支援機構法)

サブファンド数 36(H26年2月10日現在)  
出資案件数 6件(H26年2月10日現在)

関係部分抜粋

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(5) 経営発展に向けた多様な取組の推進

ア 多様な経営発展の取組の推進

地域の自然条件や農地利用の制約等の実態に応じ、経営規模の拡大のほか、農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化等の経営発展に向けた多様な取組を推進する。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

農林水産業・農山漁村の再生のための改革に当たっては、農山漁村において、その地域の特性を活かした農林水産物を生産し、それらを素材として加工することにより付加価値を創出し、それを流通・販売するなど、地域の第1次産業としての農林水産業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要である。これを通じ、農業者の所得の増大を図るものとする。

基本計画